

久万高原町週休2日確保工事試行要領

(目的)

第1条 本要領は、久万高原町が発注する工事において、建設業の働き方改革推進の一環として、建設現場における週休2日を確保することにより、建設業の就労環境の改善を図り、建設業の担い手を確保することを目的とし、週休2日確保工事を施工することに関し、必要な事項を定めることとする。

(用語の定義)

第2条 本要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 週休2日確保工事

本要領に基づき、週休2日の確保に取り組む工事をいう。

(2) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(3) 対象期間

現場工事着手日（工事看板設置や起工測量等の現場作業開始日）から現場工事終了日（後片付けや工事目的物の出来形計測等の現場作業終了日）までの期間をいう。ただし、年末年始の6日間、夏季休暇の3日間（土日を除く）、工事製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、他工事との工程調整による不稼働期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした期間や受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など、対象として取り扱うことが適当でない期間は含まれないものとする。

(4) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業（内業）を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(5) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所日についても現場閉所日数に含めるものとする。

(対象工事)

第3条 週休2日確保工事は、久万高原町が発注する土木工事を対象とし、受注者の希望により週休2日の確保に取り組む工事とする。

ただし、週休2日に取り組むことが適切でないと思われる工事は除くものとする。

(現場閉所日の確保)

第4条 週休2日確保工事の受注者（以下「受注者」という。）は、原則として対象期間中の土曜日及び日曜日を現場閉所日としなければならない。

2 受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日の振り替えを行うことができるものとする。

3 現場閉所日は、元請け、下請けを含めて、現場での作業を一切行わないこととする。ただし、次に該当する場合は、現場閉所日における作業として扱わないこととする。

(1) 第2条第4号に規定する現場管理上必要な作業

(2) 異常気象時等の緊急時の対応である作業

(3) 発注者の指示による作業

(発注方式)

第5条 発注方式は、受注者が現場着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を届けたくて取り組む受注者希望方式とする。

(実施方法)

第6条 週休2日確保工事を希望する場合の実施方法は次のとおりとする。

- (1) 受注者は、週休2日確保工事を実施しようとする場合は、工事着手日までに工事打合簿により発注者と協議しなければならない。
- (2) 発注者及び受注者は、前号の協議において、第3条第1項のただし書きに該当しないことを、相互に確認するものとする。
- (3) 工事請負契約書第3条に基づき受注者が提出する工程表は、週休2日を反映したものとする。
- (4) 発注者は、工事途中に週休2日確保工事の実施を取りやめる場合は、工事打合簿に理由を記載し通知するものとする。
- (5) 受注者は、週休2日確保工事を実施する場合、工事看板等で週休2日確保工事である旨を周知するものとする。
- (6) 受注者は、第4条第2項により、現場閉所日の振り替えをする場合は工事打合簿によりその理由と振り替えを行う日を監督員に通知しなければならない。
- (7) 発注者は、工事変更請負契約にあたっては、あらかじめ現場閉所率を確認するものとする。
なお、受注者は、工事日報等による現場閉所率が確認できる資料を整備し、発注者から請求があった場合には速やかに提出又は提示しなければならない。

(費用の計上)

第7条 週休2日確保工事に取り組んだ工事については、次のとおり現場閉所率に応じた補正係数をそれぞれの経費に乗じるものとする。

2 直接工事費及び共通仮設費（積上分）に計上される単価のうち労務費、機械経費（賃料）及び間接工事費（共通仮設費率及び現場管理費率）を以下の区分に応じ補正する。

- (1) 土木工事標準積算基準書、下水道用設計標準歩掛表による工事（以上、「土木工事等」をいう。）においては、別表1の土木工事費等の補正係数を乗じる。
- (2) 土地改良工事積算基準による工事（以下「農業土木工事」という。）においては、別表2農業土木工事の補正係数を乗じる。
- (3) 治山林道必携による工事（以下、「森林土木工事」という。）においては、別表3森林土木工事の補正係数を乗じる。
- (4) 公共建築工事積算基準による工事（以下、「営繕工事」という。）においては、別表4営繕工事の補正係数を乗じる。

3 前項に関らず市場単価等は、以下の区分に応じ補正する。

- (1) 土木工事等、農業土木工事及び森林土木工事における市場単価は、別紙1のとおり補正する。
- (2) 営繕工事における市場単価は別紙2のとおり補正する。

(工事成績評定)

第8条 4週8休以上（現場閉所率28.5%以上）を達成した工事については、工事成績評定の「工事管理」及び「創意工夫」で加点評価を行う。

2 4週8休に満たなかった場合であっても、減点評価は行わないものとする。

(留意事項)

第9条 週休2日確保工事の実施にあたっては、次の各号に留意するものとする。

- (1) 工事を一時中止した場合は、週休2日相当が確保できる工期を延期する。
- (2) 週休2日の確保を理由とする工期延期については認めないものとする。
- (3) 施工箇所点在における対象工事の場合、工事全体として判断する。
- (4) 現場閉所率は小数第1位までとし、少数第2位を四捨五入とする。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。

別表1 土木工事等

現場閉所状況 (現場閉所率)	4週6休 (21.4%以上25.0%未満)	4週7休 (25.0%以上28.5%未満)	4週8休以上 (28.5%以上)
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.03	1.04	1.06

別表2 農業土木工事

現場閉所状況 (現場閉所率)	4週6休 (21.4%以上25.0%未満)	4週7休 (25.0%以上28.5%未満)	4週8休以上 (28.5%以上)
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.03	1.04	1.05
現場管理費率	1.04	1.05	1.07

別表3 森林土木工事

現場閉所状況 (現場閉所率)	4週6休 (21.4%以上25.0%未満)	4週7休 (25.0%以上28.5%未満)	4週8休以上 (28.5%以上)
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.03	1.04	1.06

別表4 営繕工事

現場閉所状況 (現場閉所率)	4週6休 (21.4%以上25.0%未満)	4週7休 (25.0%以上28.5%未満)	4週8休以上 (28.5%以上)
労務費	1.01	1.03	1.05

市場単価の補正について

市場単価は、土木工事標準積算基準書第VI編第2章市場単価に記載のあるものを対象とし、以下の補正係数を乗じて算出する。

《算出方法》

週休2日補正後の市場単価 = (補正前単価 × 週休2日の補正係数) × 加算率・補正係数

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (落石防護柵)		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工 (落石防止網)		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.00	1.01	1.01

市場単価の補正（営繕工事）

市場単価等については、以下により補正する。

1 市場単価及び補正市場単価

市場単価及び補正市場単価は、以下の表A-2、表E-2及びM-2の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

※ 「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8（3）による。

※ 執務並行改修の場合の基準補正単価は、執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8（3）ロ．基準補正単価の表A-1、表E-1及び表M-1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表A-2、表E-2及びM-2の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（または補正市場単価）を補正して算定すること。

2 物価資料に掲載された材工単価

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、当該掲載価格を以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【全館無人改修、執務並行改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

表 A - 2 建築工事の補正率

工種	摘要	4 週 8 休以上		4 週 7 休以上 4 週 8 休未満		4 週 6 休以上 4 週 7 休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
上工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
コンクリート工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
型枠工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄骨工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
既製コンクリート		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08	1.01	1.07
防水工事（シーリング）	市場単価	1.04	1.17	1.02	1.15	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
石工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
タイル工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
屋根及びとい		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
左官工事 （仕上塗材仕上）	市場単価	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事 （仕上塗材仕上以上）	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
左官工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.02	1.12	1.01	1.11	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.04	1.19	1.02	1.17	1.01	1.15
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.14
塗装工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.15	1.02	1.13	1.01	1.12
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
ユニットその他		1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

なお、記載が無い項目は市場単価、補正使用単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表E-2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、 2種金属線及び同ボックス	1.04	1.22	1.02	1.20	1.01	1.18
	ケーブルラック	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21	1.02	1.19	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.14	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.03	1.16	1.02	1.15	1.01	1.14
	防火区画貫通処理金属管 丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V絶縁ケーブル	1.03	1.20	1.02	1.18	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒 接地極埋設票(金属製)	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

表M-2 機械設備工事の補正

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び 消音内貼	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンパー類	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口 ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21
衛生器具 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21

週休2日確保工事の試行に関する特記仕様書

(対象工事)

第1条 本工事は、週休2日確保工事試行要領（以下、「要領」という。）に基づく、週休2日確保工事の試行対象工事である。

(実施協議)

第2条 受注者は、週休2日の確保に取り組むか否かを、現場工事着手日までに工事打合簿により発注者と協議しなければならない。

2 受注者は、協議の結果週休2日確保工事を実施することとなった場合は、以下の各条により取り組むものとする。

(現場閉所日の確保)

第3条 受注者は、原則として対象期間中の土曜日及び日曜日を現場閉所日としなければならない。

2 受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日の振り替えを行うことができる。

3 受注者は、現場閉所日には元請け、下請けを含めて、現場での作業を一切行ってはならない。

ただし、次に該当する場合は、現場閉所日として扱わない。

- (1) 巡回パトロールや保守点検、現場見学会や地元対応協議、交通誘導警備業務など、現場管理上必要な作業
- (2) 異常気象時等の緊急時の対応である作業
- (3) 発注者の指示による作業

(実施方法)

第4条 受注者は工事請負契約書第3条に規定した工程表及び設計図書で定める施工計画書は、週休2日を反映したものにしなければならない。

2 受注者は、週休2日確保工事の実施に際しては、工事看板等（別紙「工事看板等」表示例参考）に週休2日確保工事である旨を周知しなければならない。

3 受注者は、前条第2項に規定する現場閉所日の振り替えをする場合は、工事打合簿にその理由と振り替えを行う日を記載し発注者と協議しなければならない。

4 受注者は、工事途中で週休2日確保工事の実施を取りやめる場合は、工事打合簿に理由を記載し、発注者に通知しなければならない。

5 受注者は、現場閉所率が確認できる資料として、工事履行報告書（別紙「工事履行報告書」記載事例参考）を作成のうえ、発注者に提出するとともに、工事日報等を整備し、発注者から請求があった場合は速やかに提出又は提示しなければならない。

(費用の計上)

第5条 週休2日確保工事に取り組んだ工事については、要領第6条に基づき設計変更を行い、週休2日確保工事にかかる費用を計上するものとする。

(アンケート調査等)

第6条 発注者が週休2日確保工事に関するアンケート等を実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。
なお、工事完成後にあっても同様とする。

(その他)

第7条 この特記仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

〇〇工事中	
週休2日確保工事	
工事番号	〇番 〇号
工事名	〇〇改良工事
区間	久万高原町〇〇～〇〇
期間	令和〇年〇月〇日から 令和〇年〇月〇日まで
施工	〇〇建設株式会社
電話番号	0892-〇〇-〇〇〇〇
発注者	久万高原町
担当課	久万高原町〇〇課〇〇班
	電話番号 0892-21-〇〇〇〇

ご迷惑をおかけします

週休2日確保工事

〇〇工事を行っています

令和〇年〇月〇日まで
時間帯 8:00~17:00

〇〇改良工事

発注者 久万高原町役場
担当課 久万高原町〇〇課〇〇班
電話番号 0892-〇〇-〇〇〇〇
施工者 〇〇建設株式会社
電話番号 0892-〇〇-〇〇〇〇

工事履行報告書

工事名	〇〇改良工事		
工期	令和〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇年〇〇月〇〇日		
日付	令和〇年〇〇月〇〇日 (〇月分)		
現場閉所日	〇日(土)、〇日(日)、〇日(土)、〇日(日)、〇日(土)、 〇日(日)、〇日(土)、〇日(日) / 計8日		
月別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備考 (現場閉所日)
6月	5.0%	5.0%	現場工事着手日：〇月〇日 (4日)
7月	20.0%	25.0%	(9日)
8月	35.0%	35.0%	8月14日~16日 夏季休暇 (7日)
9月	50.0% (45.0%)	45.0%	(8日)
10月	70.0% (65.0%)		
11月	80.0% (80.0%)		
12月	100.0% (100.0%)		現場作業終了日：
			(現場閉所日 計 日)
(記事欄)			

現場代理人又は主任技術者 _____

工事履行報告書

工事名	〇〇改良工事		
工期	令和〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇年〇〇月〇〇日		
日付	令和〇年〇〇月〇〇日 (〇月分)		
現場閉所日			
月別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備考 (現場閉所日)
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
(記事欄)			

現場代理人又は主任技術者 _____